

進学者向け

令和5年度 石川県児童養護施設退所者等自立支援資金貸与 ～ 募集案内 ～

社会福祉法人石川県社会福祉協議会

1 概要

- (1) この事業は、児童養護施設等を退所（里親等の委託を解除された方を含む）し、大学等へ進学する方が、安定した生活基盤を築き、円滑な自立を図ることができるよう支援する貸付事業です。
- (2) この自立支援資金は、無利子でお貸しする貸付金です。
※ 給付型ではありません。
- (3) 大学等を卒業後、5年間就業すると、自立支援資金の返還が免除されます。
- (4) 貸与期間中に進学先を退学した場合や、返還免除の要件を満たせなくなった場合は、お貸しした自立支援資金を返還していただきます。返還期間内に返還が終了しない場合は、延滞利子が発生します。
- (5) 自立支援資金を借り受けた場合は、進学先での修学状況や、資格取得の届出、返還免除になるまでの勤務状況を、石川県社会福祉協議会（以下「県社協」）に、定期的に報告する必要があります。

2 対象者

次の①～②のすべてに該当していることが必要です。

- ① 児童養護施設等を退所（里親等の委託解除を含む）し、大学等へ進学する方
- ② 保護者等からの経済的な支援が見込まれない方

※ 児童養護施設等の退所（里親等の委託解除を含む）から5年が経過するまでの間、貸付の申請は可能です。

※ 措置延長のため、大学等に在学中に施設を退所（委託を解除）された方も含みます。

※ 他の奨学金の併用も可能です。（同じ目的の国庫補助事業との併用は不可）

大学等…学校教育法第83条に規定する大学、同法第115条に規定する高等専門学校
及び同法第124条に規定する専修学校等

3 貸与の内容

(1) 貸与額

資金の種類	貸与金額
① 生活支援費	月額 50,000 円 ※新型コロナウイルス感染症の影響によるアルバイト休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある者は、大学等に在学する期間のうち 12 か月について、月額 80,000 円貸与。また、上記に加え医療機関を定期的に受診する場合、2 年間に限り医療費などの実費相当額を貸付額に追加することができる。
② 家賃支援費	1 ヶ月当たりの家賃相当額（管理費及び共益費含む） ただし、居住する地域における生活保護制度上の住宅扶助額の単身世帯の額を限度とします。 金沢市 33,000 円/月、金沢市以外 31,000 円/月（R5.2 現在）
③ 資格取得支援費	就職に必要な資格取得に要する費用の実費（上限 250,000 円）

- (2) 利子 無利子
(3) 貸与期間 大学等の正規の修学期間
(4) 貸与方法 口座振込（毎月）
資格取得支援費は一括振込。

4 法定代理人の同意

親権者等の法定代理人の同意が必要です。（成人を除く）

5 連帯保証人

1 名必要です。要件は次のとおりです。

- ① 成年の方
- ② 返還債務を負担する資力のある方
- ③ 原則として県内に住所を有する方

※ 申請者が未成年の場合、法定代理人（親権者等）が連帯保証人となります。
法定代理人に資力がない場合は、別に連帯保証人を立てる必要があります。

例外

やむを得ない事情があり、法定代理人の同意が得られない場合や、連帯保証人を立てられない場合は、別途ご相談ください。

自立支援資金の貸付によって、申請者の自立が見込まれる場合は、児童養護施設等・児童相談所の長の推薦書（第2号様式）などにより、法定代理人の同意の代わりとすることや、連帯保証人を立てずに申請できる場合があります。

6 免除と返還

(1) 免除について

大学等を卒業した日から1年以内に就職し、週20時間以上の就業を5年間継続する必要があります。（資格取得支援費については、2年間）

(2) 返還について

大学等を退学した場合は、県社協は貸付契約を解除し、お貸しした自立支援資金は返還となります。退学後に5年間就業しても免除になりません。

資格取得支援費は、資格を取得する見込みがなくなった場合、返還となります。

また、(1)の要件を満たせない場合も、返還となります。

7 締切

令和5年3月31日（金）

※ 締切後に児童養護施設等を退所（里親等の委託を解除された方を含む）することが決定した方については、締切後も申請を受け付けます。

8 申請について

(1) 貸与を希望する方(申請者)は、児童養護施設等（里親委託の場合は児童相談所）に申し出てください。

(2) ①～⑩の書類を、記入漏れや不備のないよう準備し、児童養護施設に提出してください。

① 貸与申請書（第1号様式）

② 住民票（申請者及び連帯保証人のもの）

③ 戸籍謄本（申請者のもの）

④ 児童養護施設等・児童相談所の長の推薦書（第2号様式）

⑤ 個人情報の取扱同意書（第3号様式）

⑥ 大学等に在学していることを証する書類（在学証明書または学生証の写し）

※ 入学前の場合は、合格決定通知書の写し

⑦ アパート等の賃貸借契約書の写し

※ 家賃支援費を申請する場合に限る

⑧ 就職に必要な資格取得に要する費用がわかる見積書等

- ※ 資格取得支援費を申請する場合に限る
- ⑨ 連帯保証人の所得を確認できる書類(所得証明書または源泉徴収票の写し)
- ⑩ 連帯保証に対する親族等の回答(第5号様式)
 - ※ 祖父母、父母、兄弟(姉妹)、配偶者(婚姻の相手)のうち、成人の者の連帯保証人を立てられない場合に限る
- ⑪ 収入減少に関する申立書
 - ※ 新型コロナウイルス感染症の影響によるアルバイト休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある者
- ⑫ 医療機関の実費相当額が確認できる書類(医療費追加貸付利用の場合)

9 申請から返還免除までの流れ

- ① 申請者は、児童養護施設等(里親委託の場合は児童相談所)に申請書類を提出します。
- ② 県社協は、児童養護施設等(里親委託の場合は児童相談所)を經由して提出された書類に基づき、審査します。
- ③ 貸与を決定した場合は、申請者は借用書を提出します(この契約により申請者は借受人となります)
 - ※ 借受人が成人の場合は、実印と印鑑登録証明書が必要です。(未成年は認印でもかまいません)
 - 法定代理人および連帯保証人は、実印と印鑑登録証明書が必要です。
- ④ 県社協は、毎月、借受人に自立支援資金を振り込みます。
 - ※ 書類の手続きのため、申請から初回の振込まで2ヵ月程度かかります。
- ⑤ 貸与期間中は、毎年度、県社協は借受人の修学状況を確認します。
 - ※ 在学中に休学・停学・留年した場合は、その期間の貸与は行いません。
- ⑥ 借受人は、資格取得支援費の貸付を受けた場合は、貸付を申請した資格を取得し、県社協に届け出ます。
- ⑦ 借受人は大学等を卒業し、就業したことを県社協に届け出ます。
- ⑧ 返還が免除になるまで、毎年度、県社協は、借受人の就業状況を確認します。借受人は、就業先から証明を受けた書類を、県社協に提出します。
- ⑨ 借受人は5年間継続して就業した場合は、県社協に返還免除を届け出ます。
- ⑩ 県社協は、返還免除の届出を審査し、承認した時は、借受人の返還を免除します。

10 申請・お問い合わせ

石川県社会福祉協議会 地域福祉課
 〒920-8557 石川県金沢市本多町3丁目1番10号
 TEL 076-224-1212/FAX 076-222-8900